

九州旅客鉄道株式会社熊本支社との 連携協定締結について

教育政策課

令和７年１０月９日（木）、下記のとおり九州旅客鉄道株式会社熊本支社との連携協定締結式を開催しました。

記

- １ 日 時 令和７年１０月９日（木） 午後２時００分
- ２ 場 所 熊本県庁行政棟新館７階 教育委員会室
- ３ 出席者 熊本県教育委員会 教育長 越猪 浩樹
九州旅客鉄道株式会社熊本支社 支社長 三浦 基路
- ４ 協定書 次頁のとおり

【連携協定のポイント】

（目的）

- 両者が連携し、地域住民との協働を図りながら、駅及び駅周辺のにぎわいづくりや地域とともにある学校づくりを推進

（連携事項）

- 駅等を活用した交流イベント、魅力発信など駅及び駅周辺のにぎわいづくり
- 駅等の地域資源を活用した探究活動や課題研究の推進、職場体験活動の実施など地域とともにある学校づくり



熊本県教育委員会と九州旅客鉄道株式会社熊本支社との連携に関する協定書

熊本県教育委員会（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社熊本支社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、地域住民との協働を図りながら、駅及び駅周辺のにぎわいづくりや地域とともにある学校づくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携協力する。

- （1）乙が管理する駅等を活用した交流イベント、魅力発信など駅及び駅周辺のにぎわいづくり
- （2）乙が管理する駅等の地域資源を活用した探究活動や課題研究の推進、職場体験活動の実施など地域とともにある学校づくり
- （3）その他、甲及び乙が協議し、必要と認めること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。有効期間が満了する3か月前までに甲及び乙から改廃の申し出がない場合は、自動的に有効期間を1年間延長し、以降も同様とする。

（本協定の見直し）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定書の内容について変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議のうえ、決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自記名の上各1通を保管する。

令和7年（2025年）10月9日

甲 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目
18番1号

乙 熊本県熊本市西区春日三丁目
15番43号

熊本県教育長

越 佐 浩 樹

九州旅客鉄道株式会社
執行役員熊本支社長

三 浦 基 路